

不用品買い取ります！



と言われたのに

貴金属



を買い取られてしまった！

〈相談事例〉

突然自宅を訪問してきた購入業者から「不用品を買い取る」と言われた。洋服と靴を出したが、購入業者から「貴金属はないのか」としつこく聞かれたので、断って帰ってもらった。後日、別の購入業者が来訪し、言われるまま貴金属を買い取られたが不審である。今からでも返却してもらうことは可能だろうか。
(70代 女性)

購入業者が自宅に訪問して物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が寄せられています。

《アドバイス》

- 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 買取の承諾をしていない物品(貴金属など)の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。
- 不用品買取による訪問購入は一部の商品を除き、クーリング・オフが適用されます。
- 不安な時や困った時は、消費生活センターへご相談ください。



消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

※通話料はすべて有料です

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所14階4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん